

都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に
係る支援事業費補助金

交付規程

令和7年4月

都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業費補助金

交付規程

(通則)

第1条 都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業費補助金交付要綱（20221228財保第1号。以下「要綱」という。）の定めるところによるほか、この交付規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この交付規程は、経済産業大臣が定めた要綱第2条の交付の目的を達成するため、一般社団法人都市ガス振興センター（以下「センター」という。）が行う補助金を交付する事業の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付対象要件)

第3条 センターは、一般ガス導管事業者のうち中小企業者（私営事業者にあつては資本金3億円以下又は従業員300人以下。公営事業者にあつては従業員300人以下。）が災害時復旧作業等の迅速化に資する機器や設備の導入を行う、都市ガス分野の災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する事業を行う。ただし、別紙の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当するものが行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 前項に定める補助事業については、次の要件に適合すること。

- (1) 補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）が、ガス事業法第2条第6項に定める一般ガス導管事業者のうち中小企業者であること。
- (2) ガス事業法に定める災害時連携計画の効果を高め、災害時の二次災害の防止と復旧作業等の迅速化に資する機器あるいは設備のうち、以下設備の導入であること。

① バルブ開閉器

災害時に応援事業者が、被災事業者の本支管バルブ・供給管バルブの開閉等を行う際、形式の違うバルブを開閉することが可能となる工具一式

② ガバナ遠隔監視システム

ガバナの遠隔監視により災害時にガスを供給すべき範囲の特定や遠隔で供給停止を停電時にも行うことができる設備であって、(ア)、(イ)の少なくとも一つの機能を有するもの。

(ア) ガバナのガスの圧力、漏洩、地震のS I 値等からガバナを遠隔監視する機能。

(イ) ガバナを自動又は遠隔で制御(開又は閉いずれかの場合を含む)できる機能。

(3) ガバナ遠隔監視システムについては新規導入を対象とし、既存システムの同スペックでの単なる入れ替えによる更新は対象外とする。ただし既存システムの拡大・機能拡充、及びLTE等最新の通信方式への更新については対象とする。

(FOMA等通信の停波等に伴うLTE等の通信規格への切替)

(4) センターが補助事業者に交付決定を行った年月日以降の契約であること。

(補助金交付の対象)

第4条 センターは、補助事業に要する経費のうち、補助金交付の対象としてセンターが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において当該補助事業者に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし、消費税及び地方消費税は補助の対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

(補助率、補助金の上限額)

第5条 センターが補助事業者に対して交付する補助金の補助率、補助金の上限額は別表2のとおりとする。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第6条 センターは、別に定める募集期間中に補助事業者を募集する。

2 前項の募集期間中に補助金申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、次の手続きを行うものとする。

(1) 申請者は、補助金交付申請書(様式第1)、実施計画書(様式第2-①、様式第2-②)及び当該補助事業が補助金交付の要件に適合することを証する以下の書類を添付してセンターに提出する。

① 共通提出書類

(ア) 見積書の写し(バルブ開閉器については、購入数量と単価がわかるもの、ガバナ遠隔監視システムについては親局側と子局側に設置する装置がわかるもの)

(イ) 事業実施スケジュール

(ウ) 申請者の会社概要及び役員名簿

(エ) 法人にあつては、履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し(発行日が申請日から3か月以内のもの)

(オ) 直近の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)

(カ) 地方公営企業にあつては、それらを証明する書類

(キ) 中小企業基本法に定める中小企業者又は、会社法上の会社以外の法人であるかを証明できる資料

② バルブ開閉器に関する書類（上記①に加え提出する書類）

(ア) 仕様書

(イ) 「様式2-①」3. バルブ必要個数の算出根拠。1) 又は2)、及び3)

1) 特殊バルブの全設置数

2) 特殊バルブ開閉器作業班数（応援事業者側）

3) 特殊バルブ開閉器の自社保有数

(ウ) その他、センターが提出を求める書類

③ ガバナ遠隔監視システム（上記①に加え提出する書類）

(ア) 対象設備の全体配置図（対象設備の位置が明示されているもの）、システムフロー図

(イ) 対象設備の機器仕様書（交付申請を行う対象機器に限る）

1) テレメータ装置

2) 自記圧力計

3) ガス漏れ検知器

4) 通信装置

5) S I センサー

6) 遮断装置

7) 上記設備機器に付属する付帯設備等一式

(ウ) 子局側装置設置箇所一覧表（子局名称とそれぞれの子局に設置する自記圧力計・圧力センサー・ガス漏れ検知器・S I センサー・遮断装置・開度計・流量計の有無が明示されているもの）

(エ) S I センサー設置図（基礎工事を行う場合、基礎の工事内容が明示されているもの）

(オ) 遮断装置設置図（現状の配管形状と遮断装置設置後の配管形状が明示されているもの）

(カ) 蓄電池の仕様書（停電後遠隔にて監視・遮断できるか証明できるもの）

(キ) その他、センターが提出を求める書類

(2) リース等において、対象設備の所有者及び使用者が異なる場合は、共同申請とすること。

(3) 申込みは、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。なお、電子メールの場合は受信日を受付日とする。

(交付の決定等)

第7条 センターは、前条第2項の補助金交付申請書を受け付けたときは、当該申請書類の審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書（様式第3-①、様式第3-②）を送付するものとする。この場合において、センターは通知に際して必要な条件を付すことができる。

- 2 前項において、審査基準による費用対効果等の審査に基づき、交付先の決定を行う。また、繰上げによる追加交付決定及び追加公募を実施できるものとする。なお、その際の補助率は初回公募時と同率とする。
- 3 センターは、公募期間終了後、当該申請に係る第1項及び第2項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、原則30日とする。
- 4 センターは、補助金の交付が適当でないとするときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第4)をセンターに提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第5-①、様式第5-②)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 計画変更等承認申請書の提出は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。
- 3 センターは、第1項に基づく計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書(様式第6)を補助事業者に送付するものとする。
 - 4 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(契約等)

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運用上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、若しくは随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 3 補助事業者は、第1項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 4 センターは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はセンターから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 5 前4項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

- 第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 センターが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がセンターに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、センターは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がセンターに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) センターは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) センターは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響

響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、センターが行う弁済の効力は、センターが支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書(様式第7)をセンターに提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況の報告)

第13条 補助事業者は、センターが特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書(様式第8)をセンターに提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第14条 センターは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継承認申請書(様式第9)をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属するセンターの会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行う。

- (1) 補助事業者は、実績報告書(様式第10-①、様式第10-②)をセンターに提出しなければならない。
 - (2) 報告は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。なお、電子メールの場合は送信日を受付日とする。
- 2 補助事業者は、やむを得ない理由で補助事業がセンターの会計年度内に終了しなかったときは、センターの翌会計年度の4月8日までに補助事業年度末実績報告書(様式第11-①、様式第11-②)をセンターに提出しなければならない。
 - 3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由により提出できない場合は、あらかじめセンターの承認を受けなければならない。

- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第16条 センターは、前条第1項の補助事業実績報告書を受理し、当該報告に係わる書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容(第9条第3項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して支払確定通知書(様式第12-①、様式第12-②)により通知するものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第7条第1項の交付決定通知における対象経費の区分ごとの補助金交付予定額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 センターは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第17条 センターは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書(様式第13)をセンターに提出しなければならない。
- 3 精算払請求書の提出は、補助金申請システムにより行うこととする。ただし、やむを得ない理由により補助金申請システムを利用できない場合には、センターに電子メールを送信することにより行うことができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第14により速やかにセンターに報告しなければならない。
- 2 センターは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第16条第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第19条 センターは、第9条第1項第3号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

- (1) 補助事業者が法令、本交付規程又は本交付規程に基づくセンターの処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- (6) 補助事業者の重大な財務状況の悪化、支配権の移転等の事情により、補助事業の遂行に支障が生じた場合

2 センターは、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 センターは、前項に基づき補助金の返還を請求するときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

4 センターは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

5 センターは、補助事業者が第2項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、返還報告書（様式第15）により報告させるものとする。

6 第2項の規定に基づく補助金の返還の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(加算金の扱い)

第20条 センターは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(取得財産等の管理等)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注

意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（様式第16）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表（様式第16）を第15条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 センターは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をセンターに納付させることができるものとする。

（取得財産等の処分の制限等）

第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、機械、器具、備品及びその他の財産とする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満のものであって、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要がないと認められるものは、この限りでない。

- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第17）をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 4 前項の規定に基づく納付の期限については、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

（補助金の経理）

第23条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（センターによる調査）

- 第24条 センターは、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、センターが必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
 - 3 第1項に規定する調査等は第17条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(裁判管轄)

第26条 本件に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第27条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第28条 この交付規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は経済産業省に協議の上、センターが別に定める。

附則

この交付規程は、令和5年7月20日から施行する。

この交付規程は、令和6年4月12日から施行する。

この交付規程は、令和7年4月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

〔別表 1〕

第 4 条第 2 項に定める経費の区分は次のとおりとする。

区 分	内 容
設計費	補助事業の実施に必要な〔別表 1 - 1〕に記載の設備の導入設計に要する経費。
既存設備撤去費	補助事業の実施に必要な〔別表 1 - 1〕に記載の解体、運搬等に要する経費。
新規設備機器費	補助事業の実施に必要な〔別表 1 - 1〕に記載の導入機器の購入等に要する経費。
新規設備設置工事費	補助事業の実施に必要な〔別表 1 - 1〕に記載の導入設備の設置に要する経費。

[別表 1-1]

別表 1 に定める経費の補助対象範囲

1. 設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費の補助対象範囲

(1) バルブ開閉器

- ・開閉器アダプタの設計費・購入費
- ・特殊バルブの蓋上げ器及び開閉器の購入費

(2) ガバナ遠隔監視システム(スマートメータ除く)

① 親局側装置

パソコン、サーバー、ルーター、監視・制御ソフト、
パトライト、無停電電源装置、通信設備等
その他ガバナ遠隔監視システムに付帯する設備等

② 子局側装置

監視・制御盤、自記圧力計、電源設備(分電盤等)、圧力センサー、通信設備、テレメータ
ガス漏れ検知器、S I センサー、開度計、流量計、遮断装置等
遮断判定装置、浸水センサー、監視カメラ
その他ガバナ遠隔監視システムに付帯する設備等

③ 工事費

ガバナ遠隔監視システムの設置・更新に伴う工事のみを対象とする。

- ・既存設備撤去工事、設置工事(材料を含む)、通信確認試験、電源引き込み工事(材料を含む)
- ・S I センサーについては基礎(地盤改良、残土処理、杭打ち等)及び架台の設置
- ・遮断装置については配管工事、配線工事

なお、下記の工事は対象外とする。

- ・ガバナ本体工事(ガバナ新規設置、移設、交換工事等)
- ・老朽化等によるセンサー類の交換工事

[別表2]

第5条に定める補助金の補助率及び補助金の上限額は次のとおりとする。

算 定 方 法	
1.	補助対象経費の区分ごとに、以下2.の補助率を乗じた額の合計額とし、以下3.の額を限度とする。
2.	補助率
(1)	バルブ開閉器 : 2 / 3
(2)	ガバナ遠隔監視システム : 1 / 2
3.	1 補助事業者当たりの補助金上限額
(1)	バルブ開閉器 : 500千円 / 事業者・年度
(2)	ガバナ遠隔監視システム : 20,000千円 / 事業者・年度
	なお、同一年度内で上記(1)(2)を同時に導入する場合は、それぞれの設備ごとに上限額を適用するものとする。